

臨時啓発等

1 選挙臨時啓発等

(1) 第27回参議院議員通常選挙臨時啓発推進要綱

第27回参議院議員通常選挙 臨時啓発推進要綱

趣 旨

第27回参議院議員通常選挙が近く執行されることとなるが、参議院は「良識の府」として国政上重要な役割を果たし、今回の選挙においても、有権者の政治意識の高揚と民主主義の健全な発展を期するため、すべての選挙人及び選挙関係者が正しい選挙のルールを守り、そろって投票に参加するよう各種の啓発事業を行う。

これらの事業推進に当たっては、報道機関、各種関係団体の協力を得て、具体的な啓発活動の方策等について十分協議した上で、明るい選挙の実現を図るための推進運動を積極的に展開するものとする。

キャッチフレーズは「投票は 未来を創る 意思表示」とする。

※ 第17回明るい選挙啓発標語作品募集 最優秀賞

岩沼市 長沼 大殊（ながぬま だいじゅ）さんの作品

重点項目

1 明るくきれいな選挙の推進

選挙は、民主主義の根幹にかかわるものであり、公平・公正に実施されなければならない。そのためには、候補者をはじめ選挙運動に携わる全ての人に選挙のルールを守り、良識ある行動をとることを訴えるとともに、有権者には自らの意思に基づいて大切な一票を投じるよう、きれいな選挙の実施を呼びかける。

2 投票総参加の呼びかけ

選挙は有権者が政治に参加し、主権者としての意思を反映させることのできる機会である。有権者一人ひとりが選挙の重要性を認識し、積極的に投票所に足を運ぶよう投票参加を呼びかける。

3 若年層への啓発を重点的に実施

選挙権年齢が18歳に引き下げられ、これからの社会を担っていく若い世代が、政治に関心を持ち選挙に積極的に参加していくことが、健全な民主主義の発展のために必要不可欠であることから、全体的に幅広い年代向けの啓発としながらも、引き続き、若年層を強く意識した内容とする。

4 効果的な啓発事業

テレビでのスポット放送や、ホームページ、SNSなど、様々な媒体の活用を実施する。

これらの事業実施に当たっては、啓発効果をより高めるために、広くマスメディアに取り上げられるような工夫を凝らした周知を行う。また、選挙の周知徹底を図るために事業によっては、公示日前の適切な時期から実施する。

5 関係機関が一体となった啓発活動の推進

県・市区町村の選挙管理委員会、明るい選挙推進協議会及び各関係機関は、緊密な連携のもとに相互協力しながら、啓発活動の効果的な推進を図る。

特に、「選挙啓発サポーター」となっている企業や大学等と連携し、啓発物資を活用した投票の呼びかけなど、官民一体となった啓発を実施する。

なお、宮城県選挙管理委員会と市区町村選挙管理委員会の役割分担は、概ね次のとおりとする。

(1) 宮城県選挙管理委員会の役割

宮城県選挙管理委員会の啓発事業は主に全県的に実施するが、より効果的かつ効率的な事業を実施する。

(2) 市区町村選挙管理委員会の役割

市区町村選挙管理委員会は、明るい選挙推進協議会や推進委員等の協力のもと、各地域の特性に応じ、創意工夫を凝らした効果的な事業を実施する。

具体的な取組

項 目	事 業 の 概 要
1 白ばら胸章の贈呈	<p>明るい選挙のシンボル「白ばら」を立候補者に贈呈し、明るい選挙の推進を呼びかける。</p>
2 啓発用広告塔の作成 ・ 掲出	<p>選挙期間中、「投票日」や「キャッチフレーズ」等を記載した広告塔を作成し、県内主要都市に掲出し、明るい選挙の推進を呼びかける。</p>
3 広報車の巡回	<p>広報車による巡回広報を行い、県民に対し棄権防止と明るい選挙の推進を呼びかける。</p>
4 啓発用ポスターの作成 ・ 掲出	<p>啓発用ポスターを作成し、県内各市区町村の街頭掲示板等に掲出する。</p>
5 テレビスポット等による啓発	<p>民放テレビによるスポット放送等を実施し、明るい選挙の啓発及び棄権防止を呼びかける。</p>
6 インターネット・SNS等による啓発	<p>インターネット、SNS等を活用して、投票日の周知徹底及び明るい選挙及び投票総参加を呼びかける。 候補者情報や選挙公報をホームページへ掲載することにより、有権者へお知らせする。</p>
7 街頭啓発	<p>県内主要都市におけるイベントや各市区町村の取組において、棄権防止等の呼びかけを行い、明るい選挙の推進を図る。</p>
8 啓発資材の配布	<p>啓発資材を活用し、街頭啓発等関係機関と連携の上、選挙の推進及び投票参加を呼びかける。</p>

項 目	事 業 の 概 要
9 学生への啓発	<p>S N S等の学生に訴求する媒体を活用し、投票日の周知徹底及び明るい選挙の推進を図る。</p> <p>「選挙啓発サポーター」となっている大学等に対し啓発物資を配布するほか、学内放送の活用等により、学生に対し、投票を呼びかける。</p> <p>その他、必要に応じて、選挙出前講座を実施する。</p>
10 報道機関との提携	<p>新聞社及びその他の報道機関との連絡を密にし、各種行事の記事掲載・報道の協力を願うとともに、これらの機関を通じて明るい選挙の推進を呼びかける。</p>
11 企業との連携	<p>「選挙啓発サポーター」となっている企業に対し啓発物資を配布するほか、社内放送や店内放送等の活用等により、社員等に対し、投票を呼びかける。</p>
12 各市区町村における啓発活動	<p>各地域の実情に応じて啓発活動を展開するため、各市区町村の選挙管理委員会及び明るい選挙推進協議会は、独自の実施計画のもとに啓発事業を実施する。</p>
13 その他	<p>その他明るい選挙の実現に効果があると思われるものを各種機関に協力を求め推進する。</p>

第二十七回参議院議員通常選挙が近く執行されることとなっております。

今回の選挙は、我が国の行方を決める重要な意義を有しており、民主政治の健全な発展を期するためには、その根幹となるべき選挙が明るくきれいに行われなければなりません。

我々は、このような考えのもとに、あらゆる機会をとらえて、公職選挙法が厳正に守られるよう努力してきました。

立候補予定者はもとより関係者におかれては、公職選挙法の趣旨を御理解され、明るくきれいな選挙が実現されることを望むものです。

こうしたことに鑑み、今回の選挙においても法に違反するものがあるときには、厳重な警告を行うとともに、事案によっては、摘発などの厳正な措置を講ずる決意であります。

ここに、立候補予定者をはじめ関係者に対し、公職選挙法の遵守を要望するとともに、有権者各位におかれても、選挙の持つ意義を十分認識され、主権者として明るくきれいな選挙の実現のため、自覚ある一票を行使されることを強く念願するものであります。

令和七年六月四日

宮城県選挙管理委員会
宮城県警察本部
仙台地方検察庁

第二十七回参議院議員通常選挙が近く執行されることとなります。宮城県明るい選挙推進協議会は、この選挙が今後の国政の進路を方向づけるうえで重要な選挙であることを、県民一人一人が認識し、有権者の投票総参加のもとに、明るくきれいな選挙が行われることを念願するところであります。

宮城県明るい選挙推進協議会は、全ての有権者をはじめ、政党、候補者及び選挙運動に携わる者に対し、次のことを宣言します。

一、政党、候補者等は、民主主義の健全な発展を期するため、その基盤となる選挙の正しいルールを守り、明るくきれいな選挙を行うよう、強く要望します。

二、有権者は、一票の行使が、今後の国政を決める重大なものであることを十分認識し、全員が投票に参加され、買収・供応などにまどわされない自覚ある投票をするよう、念願します。

三、参議院は、「良識の府」と呼ばれ、国政を決するうえで重要な機関であります。

有権者は、政党その他の政治団体の政策等を見極め、候補者の政策や人格・識見等を吟味し、政党その他の政治団体・候補者を選ぶよう、念願します。

令和七年六月十日

宮城県明るい選挙推進協議会

(2) 三者共同声明

(3) 宮城県明るい選挙推進協議会声明

2 選挙違反及び検挙状況調

○参議院議員通常選挙

(宮城県警察本部調)

区分	件数等	罪種									
		買収	文書揭示	文書頒布	戸別訪問	事前運動	寄附	演説制限	言論 (連呼等)	その他	合計
選挙全般	件数									2	2
										(2)	(2)
	人数									2	2
										(2)	(2)
	うち逮捕者									0	0
警告件数										0	
										(0)	
選挙区	件数										0
											(0)
	人数										0
											(0)
	うち逮捕者										0
警告件数			1	1						2	
			(0)	(1)						(1)	
比例代表	件数									2	2
										(2)	(2)
	人数									1	1
										(1)	(1)
	うち逮捕者									1	1
警告件数									(1)	(1)	
										0	
										(0)	

注:()内は、公示後件数で内数である。

3 その他

(1) 選挙事務分担表

第27回参議院議員通常選挙 事務分担

総括事務局長 黒澤 治 (6月30日まで)
島田 悠介 (7月1日から)
総括補佐 事務局総括次長 高橋 勝
総括補佐 事務局総括次長 川端 史世

分 担 事 務	主担当	副担当
1 予算の執行、経理、精算に関すること 2 臨時要員の雇用、併任発令、通信施設、配車、宿泊資金前渡手配及び速報時等の物資の調達等庶務一般に関すること 3 供託金に関すること	次長（総務班長） 柴 淳 子 【財政調整班】	主事 今 井 沙 織 【財政調整班】
1 選挙の執行計画及び関係機関との連絡、調整に関すること 2 選挙管理委員会その他の各種会議の開催計画等に関すること 3 立候補予定者及び政党等の指導に関すること 4 選挙の広報（報道機関対応）等に関すること	主幹（選挙班長） 太 田 雅 俊	主査（副班長） 金 澤 智 博
1 立候補者の届出等に関すること（届出の受理、通知、報告及び照会を含む） 2 候補者届出政党・確認団体（推薦団体）に関すること 3 選挙事務所の設置、異動及び出納責任者の選任、異動の届出に関すること 4 緊急時選挙執行対応マニュアル等に関すること 5 地方支局の指導、連絡及び調整に関すること	主査（副班長） 金 澤 智 博	主幹（選挙班長） 太 田 雅 俊
1 選挙公報（点字版・音声テープを含む）の作成に関すること 2 選挙人名簿に関すること 3 印刷物及び公営物資、諸証明書類の作成に関すること 4 選挙公営（公費負担）に関すること 5 諸事項及び確定報告等の選挙結果報告に関すること	主査 関 谷 卓 生	主事 長 南 広 務
1 諸告示に関すること 2 不在者投票に関すること 3 選挙会、選挙分会に関すること（当選証書の付与の告知、報告及び通知等を含む） 4 個人演説会に関すること 5 選挙違反掲示物の撤去に関すること	主事 安 部 恭 輔	主事 高 橋 祐 亮
1 選挙啓発（臨時啓発）の計画策定等に関すること 2 ポスター掲示場の設置に関すること 3 選挙制度の周知に関すること 4 選挙の記録作成に関すること	主事 長 南 広 務	主事 阿 部 優 人
1 投票用紙等の印刷・受払・精算に関すること 2 氏名等掲示に関すること（点字による氏名等提示、点字のお知らせを含む） 3 点検結果報告に関すること 4 選挙運動費用収支報告書に関すること	主事 阿 部 優 人	主事 安 部 恭 輔

分 担 事 務	主 担 当	副 担 当
1 選挙の執行経費(市町村等交付金を含む)の算定に関する事 2 政見放送及び経歴放送の制度に関する事 3 投・開票の速報に関する事 4 投票及び開票に関する事(事務執行要領等の作成を含む) 5 投票所及び開票所の借料承認に関する事 6 総務省に対する報告(速報を含む)に関する事	主事 高 橋 祐 亮	主査 関 谷 卓 生
1 政見放送及び経歴放送の実施に関する調整及び経費の支払に関する事 2 選挙公報の発行及び送致に関する事 3 選挙啓発(臨時啓発)の実施に関する事	課長補佐(公報班長) 嶋 原 啓 倫 【行政班】	<政見放送等> 主事 大 槻 あすみ 【行政班】 <選挙公報等> 主査(副班長) 主 藤 孝 幸 【行政班】 <臨時啓発等> 主査(副班長) 阿 部 竜 太 【行政班】
各分担事務以外の市区町村選挙管理委員会の指導及び選挙運動、政治活動の指導に関する事	主幹(選挙班長) 太 田 雅 俊	主査(副班長) 金 澤 智 博 主査 関 谷 卓 生 主事 安 部 恭 輔 主事 長 南 広 務 主事 阿 部 優 人 主事 高 橋 祐 亮

(2) 公示日当日事務分担

事務分担（公示日当日）

<総括 事務局長 島田 悠介 総括補佐 事務局次長 高橋 勝 総括補佐 事務局次長 川端 史世>

◎は担当班長			選挙	8	財調	2	行政	3	財一	3	財二	1	応援	0	計	17							
従事者氏名 (イメージ)	所属	氏名	見 込 事 時 終 間 了	リ ハ ー サ ル	立候補者届出								体制縮小後										
					席 務 班	受 付 班	進 行 班	受 理 班	作 成 班	連 絡 班	交 付 班	掲 示 班	速 報 班	時 報 班	記 録 班	受 付 班	受 理 班	作 成 班	連 絡 班	交 付 班	掲 示 班	速 報 班	記 録 班
1	財調班長	財調	柴班長	9:30～待機		◎														◎	4		
2	財調班1	財調	岡崎主事	9:30～待機	候1	○															○	4	
3	選挙班1	選挙	関谷主査			◎			◎	◎												◎	6
4	行政班長	行政	鳴原班長	9:30～待機			◎		○														3
5	行政班1	行政	大槻主事	9:30～待機			○		○														3
6	財一班1	財一	遠藤(祐)主事	9:30～待機			○		○														3
7	財一班2	財一	日下主事	9:30～待機					○	①													3
8	財二班1	財二	高橋(克)主事	9:30～待機					○	②													3
9	選挙班長	選挙	太田班長					◎			◎										◎	◎	6
10	選挙班2	選挙	金澤主査					①		①	①										○	○	6
11	選挙班3	選挙	阿部(優)主事					①		①	①										○	○	6
12	選挙班4	選挙	安部主事					②		②	②	◎									○		7
13	選挙班5	選挙	長南主事					②		②	②	○									○		7
14	選挙班6	選挙	高橋(祐)主事		候2																	○	2
14	選挙班7	選挙	千葉会計年度		候3																	○	2
15	行政班★	行政	櫻井主事	適宜対応	×																◎		2
16	財一班★	財一	藤井主事	適宜対応	×																	○	2

17

2 3 1 5 6 7 5 2 4 2 2 6 5 6 1 3 3 4 2

(5) 速報計画

県選管の発表予定時刻表

1 当日有権者数<<選挙区>>

発表予定時刻	9時
内 容	全市区町村確定次第、投票当日における市区町村別、選挙区別、男女計別有権者数をホームページ（以下「HP」とする）で発表する。

2 推定中間投票率<<選挙区>>

発表予定時刻	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回
	9時30分	10時30分	11時30分	14時30分	16時30分	18時30分	20時00分	20時30分
内 容	9時現在 推定投票率	10時現在 推定投票率	11時現在 推定投票率	14時現在 推定投票率	16時現在 推定投票率	18時現在 推定投票率	19時30分現在 推定投票率	20時現在 推定投票率
	現在時刻の市区町村別、男女計別投票者数及び推定投票率を30分後までに全市区町村確定次第、県計及び市区町村別のものをHPで発表します。							

3 確定投票者数<<選挙区・比例代表>>

最終発表予定時刻	23時30分
内 容	市区町村別、男女計別投票者数及び投票率等を順次（投票者数の確定した市区町村から）HPで発表します。 なお、県計は全市区町村からの報告があった後に確定し発表します。 ※市区町村の進捗状況によっては、発表時間が前後します。

4 得票状況<<選挙区>>

発表予定時刻	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回
	市区町村の報告の都度更新							
内 容	21時10分 現在開票状況	21時40分 現在開票状況	22時10分 現在開票状況	22時40分 現在開票状況	23時10分 現在開票状況	23時40分 現在開票状況	0時10分 現在開票状況	0時40分 現在開票状況
発表予定時刻	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	(以後随時)
	市区町村の報告の都度更新							
内 容	1時10分 現在開票状況	1時40分 現在開票状況	2時10分 現在開票状況	2時40分 現在開票状況	3時10分 現在開票状況	3時40分 現在開票状況	4時10分 現在開票状況	
	定時における全市区町村の開票（進捗）状況を市区町村から報告があった都度、即時HPで発表します。 なお、県計は全市区町村の開票が確定次第、選挙区別及び市区町村別にまとめ、開票確定とし発表します。							

5 開票結果<<比例代表>>

発表予定時刻	23時を第1報として、以後は市区町村の報告の都度更新
内 容	開票が終了している市区町村の状況について、報告があった都度、即時HPで発表します。 なお、県計は全市区町村の開票が確定次第、政党等名別及び名簿登載者名別にまとめ、開票確定とし発表します。

(6) 市区町村臨時啓発実施事業
第27回参議院通常選挙における各市区町村選管臨時啓発事業一覧

市区町村名	チラシの作成・配布	広報車の巡回	広告塔・看板の掲出	横断幕等の掲出	放送施設の利用	新聞広告の利用	街頭啓発の実施	広報誌の活用	県作成ポスターの掲示(公示日以前より使用するもの)	県作成ポスターの掲示(公示日以後より使用するもの)	県作成チラシの配布	国作成ポスターの掲示	国作成チラシの配布	その他
仙台市	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			市内高校、中等教育学校に選挙権年齢等の周知案内を送付したほか、校内放送による選挙啓発の実施を依頼
青葉区		○					○			○	○			
宮城野区		○		○	○		○		○	○	○			
若林区		○	○	○	○		○			○				
太白区		○		○	○					○	○			
泉区		○		○	○		○		○	○	○			泉区役所庁舎内・泉区役所工事仮囲いデジタルサイネージにて広告物放映
石巻市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	市公式SNS (LINE、facebook、X) で選挙期日等を発信
塩竈市		○	○	○	○		○		○	○	○			地元FMラジオで選挙のお知らせを放送 市公式LINEで期日前投票・当日投票の周知
気仙沼市				○		○		○		○	○			市公式LINE登録者に配信
白石市		○	○	○			○		○	○	○			啓発用マグネットシートを市公用車に取り付け、広報活動を実施
名取市	○	○		○			○		○	○	○	○		市内小売店16店舗に店内放送の協力を依頼
角田市		○		○			○	○	○	○	○			公用車及びデマンドタクシーの側面へ広報マグネット貼付し、移動時に啓発地帯を実施
多賀城市	○	○	○	○			○	○		○				明るい選挙推進協議会による各種啓発の実施 新有権者に対しハガキを郵送
岩沼市	○	○		○	○		○		○	○				市公式LINEによる期日前投票、当日投票の周知 投票所へ来場した未就学児及び小学生に対し選挙ステッカーの贈呈 期日前投票所に投票記念撮影パネルを設置
登米市	○	○		○	○		○			○				HP、LINEによる投票の呼びかけ
栗原市	○			○	○		○		○	○				市の公式LINE・Facebookを活用し投票啓発
東松島市		○		○	○		○	○	○	○	○			メール配信サービス登録者宛てに投票啓発 LINE登録者宛てに期日前投票啓発
大崎市			○	○	○		○	○	○	○	○			宮城交通バス車外前面及び車内に広告を掲載
富谷市		○		○						○		○	○	市公式HPに当該選挙に関する記事を掲載 市公式のSNSで発信
蔵王町		○	○					○	○	○	○			
七ヶ宿町					○			○	○	○	○	○	○	
大河原町	○	○		○				○						
村田町		○		○				○	○	○				
柴田町	○	○		○										マグネットシートを公用車側面へ貼付 SNS (X) を活用し、選挙啓発を実施
川崎町		○		○										
丸森町		○		○				○	○	○	○			
亘理町		○		○	○		○	○	○	○				子どもたちが投票所に訪れる機会を増やすため、キャンペーン チラシを作成して町内の小学生へ配布(家族で投票所へ行く) 町内全域にのぼり旗を掲出
山元町		○		○	○			○	○	○	○			啓発ラベル(選挙期日、啓発標語等フラップ印刷)付ウエット ティッシュ作成・配布
松島町		○	○	○				○	○	○	○			公用車に選挙周知マグネットの貼付 明るい選挙推進協議会委員による啓発活動
七ヶ浜町	○				○		○	○	○	○	○			
利府町	○	○		○			○	○	○	○				事前に町内小学校児童にチラシを配布し、親と投票所に来場し てもらい投票を実施(親子で投票へGO!) 各地区の明確委員が地区内に啓発のぼり旗を掲出 小学生以下の子供に啓発用うちわの配布
大和町	○	○					○	○	○	○	○		○	公式HPによる啓発
大郷町				○	○			○	○					
大衡村	○	○			○					○	○			未就学連れ投票啓発(親子で投票キャンペーン)
色麻町		○	○		○			○	○	○				
加美町	○	○		○					○	○	○			啓発ティッシュを町公共施設窓口配布
涌谷町				○	○				○					
美里町	○		○		○							○		
女川町	○			○	○				○	○	○			町公式HP、X、LINEを活用した啓発 マグネットシートを町公用車及び町内循環バスへ貼付
南三陸町	○	○	○		○					○	○			

第27回

参議院議員 通常選挙

7.20

日

午前 7:00



午後 8:00

選んでみない?
つぎの宮城も。



なんとなく好きな地元が
もっと好きになれるといいなあ。

期日前投票・
不在者投票は

7.4 金 - 7.19 土

午前 8:30
↓
午後 8:00

※投票時間は市区町村によって異なる場合がございます



投票は 未来を創る 意思表示

第17回明るい選挙啓発標語 最優秀作品 岩沼市 長沼 大珠さん

宮城県選挙管理委員会・宮城県明るい選挙推進協議会

